

International Trade Update



Newsletter

July 2026

International Trade Update July 2026

お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



長谷川 匠
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9540
takumi.hasegawa@bakermckenzie.com



藤原 総一郎
アソシエイト
+81 3 6271 9707
soichiro.fujiwara@bakermckenzie.com



高波 巧
アソシエイト
+81 3 6271 9453
taku.takanami@bakermckenzie.com

ベーカーマッケンジーの国際通商グループでは、グローバル制裁、輸出入管理及び投資規制に関する最新の法的動向をタイムリーにお届けする英語ブログを運営しています。本ブログでは、米国、欧州、英国によるロシアやイラン等への経済制裁をはじめ、オーストラリア、カナダ、日本等の各国の最新動向も幅広く取り上げており、各国オフィスの国際通商分野の専門家が執筆しています。

本ニュースレターでは、当該ブログに掲載された主要な通商関連記事のハイライトを厳選し、日本語サマリーとしてお届けします。グローバルにおける制裁・輸出入管理・投資規制の動向を、効率的かつ実務的に把握いただくための情報源としてご活用ください。

今月のハイライトは以下の5本となります。英語の原文は、各記事タイトルをクリックの上ご覧いただけます。

[米国：第 122 条関税の失効に伴い、強制労働により生産された貨物に関する 1974 年通商法第 301 条関税が発効](#)

2026 年 7 月 23 日、米国通商代表部（USTR）は、米国の主要貿易相手国のほぼすべてを含む 60 の国と地域（59 か国及び欧州連合）からの輸入品に対して関税を課することを決定し、即時発効すると発表した。本措置は 1974 年通商法第 301 条に基づくものであり、これらの国や地域が強制労働により生産された貨物の輸入を適切に禁止しているかについての USTR の評価に基づき導入された。

本措置は、原則として、2026 年 7 月 24 日午前 0 時 1 分（米国東部時間）以降に消費目的で輸入申告される貨物に適用される。本措置では、10%の追加関税が課される国、12.5%の追加関税が課される国、そして一般関税（MFN）率と合算して追加関税率が定まる国があり、日本は一般関税（MFN）率と合算して 12.5%までの追加関税が課される。

[米国：USMCA／T-MEC／CUSMA の延長を見送り、年次見直し方式へ移行](#)

2026 年 7 月 1 日、米国・メキシコ・カナダ協定（USMCA／T-MEC／CUSMA）に基づく初回の共同見直し会合において、米国は本協定の延長を見送ることを正式に表明した。なお、その数週間前には、メキシコとカナダ



が本協定の延長を希望する旨を正式に表明していた。ただし、今回の米国の表明によって本協定が直ちに失効するわけではない。今後は年次見直し方式が始まり、3 か国は 2036 年 7 月の予定失効時期まで毎年協議を行い、協定の延長の是非を検討する。

もっとも、当面の間、原産地規則等の要件を満たす貨物について、輸入者は引き続き USMCA／T-MEC／CUSMA に基づく特恵関税待遇を申請することができ、既存の税関手続、原産地証明要件及び原産地規則に変更はない。したがって、米国の今回の表明のみを理由として、企業が自社の輸出入コンプライアンス体制等を現時点で変更する必要はない。

米国：OFAC、ブラジルの外国テロ組織 PCC との関係を理由に、制裁対象者として個人・団体を追加指定

2026 年 7 月 1 日、米国財務省外国資産管理局（OFAC）は、ブラジルを拠点とする犯罪組織である Primeiro Comando da Capital（PCC）との関係を理由に、制裁対象者として複数の個人・団体を追加指定した。本措置は、米国が 2026 年春に PCC を外国テロ組織（Foreign Terrorist Organization、FTO）及び特別指定国際テロリスト（Specially Designated Global Terrorist、SDGT）として追加指定して以降、PCC と関係を有する個人・団体を対象とした初めての制裁措置となる。

米国・英国：OFAC と OFSI、米英制裁措置制度を比較した共同ガイダンスを公表

2026 年 6 月 23 日、OFAC 及び英国金融制裁実施局（Office of Financial Sanctions Implementation、OFSI）は、2022 年に開始した「Enhanced Partnership（強化パートナーシップ）」に基づく意見交換の内容を振り返る共同声明を公表するとともに、米国及び英国の制裁制度の比較概要をまとめた新たな共同ガイダンスを発表した。本共同声明及びガイダンスは、米国及び英国の双方において制裁遵守を求められる企業や金融機関にとって有益な内容となっており、また、両当局の緊密な連携と協調関係を改めて示すものとなっている。

また、本共同声明では、制裁の実施及び執行において、技術の活用とシステムの近代化を引き続き重視していく姿勢が示された。さらに、制裁措置がもたらす影響を分析・評価するための手法や技術的ツールの活用についての検討も行われた。加えて、ライセンス申請、違反の自主開示、各種報告書の提出及び当局への照会に関するシステムの近代化が今後も進められていく方針も明らかになった。併せて、各当局の業務遂行を支援するための人工知能（AI）の活用事例について、情報共有を行う方針も示された。

米国：量子技術イノベーション推進に向けた新たな大統領令を発出

2026 年 6 月 22 日、トランプ大統領は、「量子技術イノベーションの次なるフロンティアを切り拓く大統領令」（*Ushering in the Next Frontier of Quantum Innovation*, Executive Order 14411）に署名した。本大統領令は、量子情報科学技術分野（Quantum Information Science and Technology、QIST）における米国の戦略的な技術優位性を維持するとともに、研究、製造、商業化及び実用化の各段階にわたる強固かつ信頼性の高い量子技術エコシステムの構築を推進することを国家の方針として定めたものである。特に、米国内における量子技術の商業化及び研究開発の促進に重点を置いている。



また、本大統領令には、QIST 分野における米国の技術優位性を維持することを目的として、輸出規制、対内直接投資規制及び研究セキュリティに関する措置を規定する条項も盛り込まれている。本大統領令は、量子技術を保護するとともに、米国の規制を同盟国の制度と整合させるための省庁横断的な取組を指示するものであり、今後数か月の間に関連規制が変更され、QIST 分野及びそのサプライチェーンに影響を及ぼす可能性があることを示唆している。